令和７年度豊川市福祉有償運送運営協議会議事録

日時　令和８年１月１４日（水）

場所　豊川市役所本３４会議室

出席委員　神谷典江（協議会会長）、小島基（協議会副会長）、美馬ゆきえ、田中しづ江
鈴木榮一、秋田泰代、江川和郎、山田慎児（代理黒田博昭）

事務局　　木内、浅見、佐々木、村川

〇事務局

会議に先立ちまして、資料の確認をお願いします。次第、そして資料の１から６です。資料番号は、右上に書いてありますので、御手元に資料があるかどうか、御確認をお願いいたします。本日御用意しました当日資料につきましては、委員名簿と座席表の２点でございます。もし不足がございましたら、事務局までお声かけください。

本日豊川タクシー労働組合の金田様が欠席との御連絡を頂いております。また本日の協議会につきましては、豊川市福祉有償運送運営協議会設置要綱第８条の第７項により、原則公開とされておりますが、本日は、福祉有償運送登録及び更新の協議における個人情報に配慮し、後日、必要に応じて非公開とした議事録を作成し、豊川市のホームページに掲載いたします。そのため、質疑応答において御発言頂く前に、その都度お名前をおっしゃっていただくよう御協力をお願いいたします。

〇会長

改めまして皆さんこんにちは。大変お忙しい中またお寒い中本協議会にお集まり頂きましてありがとうございます。私は本協議会の会長を務めています神谷と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。定刻となり足立委員がまだ来ていないとのことですが、本協議会は過半数の出席をしていただいておりますので、設置要綱第８条第１項により成立するということを申し述べさせていただきます。

また、時間があるときに福祉有償運送等に関する国土交通省の取組を調べて検索したところ、運営協議会は各自治体に全て設置されていると思っていたのですが、設置されていない自治体もあることを初めて知りました。なので、豊川市は福祉有償運送をきちんと運営協議会を開いてやっている町なのだと再認識した次第です。

どうぞ今日は忌憚ない御意見を聞かせていただいて、福祉有償運送が限りなく良い方向に向かえるよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ですが私の挨拶とします。

次第により進めさせていただきます。第１号議案を御覧ください。自家用有償旅客運送の更新等登録の議事に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、第1号議案自家用有償運送旅客運送の更新登録について説明をさせていただきます。まず、御手元の資料1豊川市福祉有償運送運営指針を御覧ください。本協議会で協議すべき事項につきましては、福祉有償運送運営指針の1ページ中段の3協議を行うに当たっての具体的指針に記載がありますが、(1) 有償運送の必要性、(2) 運送の区域、次に2ページに進みまして (3) 旅客から収受する対価、(4) 運送しようとする旅客の範囲、(5) その他必要と認められる措置までの5項目でございます。

協議すべき事項の一つ目、豊川市福祉有償運送の必要性について資料の2を御覧ください。まず1ページ目のうち移動制約者の状況についてです。(1) 移動制約者とは、道路運送法施行規則第49条第2項によると、身体障害者、要介護認定者、要支援認定者、その他の障害を持つ者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であり、かつ単独でタクシーその他公共交通機関を利用することが困難なものとされています。(2) 移動制約者の現状につきましては、市内には障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳、要介護、要支援認定者の方が約1万8000人おり、移動に関して何らかの制約を受けているものと思われます。①から④の中で、公共交通機関では対応できない例を挙げております。なお、下段には、身体障害者手帳所持者などの令和7年3月末と令和6年、5年、4年、それぞれ末の人数と、人口に対する移動制約者の割合を記載しております。移動制約者の人数は、身体障害者手帳所持者数が減少したものの、精神障害者保健福祉手帳所持者や、療育手帳所持者、要介護者、要支援認定者が増加し、全体では増加となっています。

次に、3ページにつきまして、2市内の公共交通機関の状況の (1) 鉄道について説明をします。市内には、JR東海道線や飯田線、名鉄線といった鉄道が走っており、合計19の駅があります。一部の駅では、車椅子利用者が移動しやすいエレベーターの設置やホームのかさ上げといったバリアフリー化が進んでいますが、全ての駅では進んでいないのが現状です。また (2) 広域民間バス路線では、全車両バリアフリー対応となっているほか、コミュニティバスにつきましては、車椅子で利用する場合、一部路線については、前日までの予約が必要なものの全路線でバリアフリー対応ができている状況です。続きまして、(3) タクシーと次の3豊川市が行う外出支援サービスの福祉タクシー料金助成につきましては、令和6年度の実績を記載しています。3ページに戻りまして (3) タクシーでは、一般タクシー3事業者、福祉タクシー10事業者が車椅子利用者の移動制約者に対応しています。

3豊川市が行う外出支援サービスの福祉料金助成につきまして対象となる方は、身体障害者手帳1級、または2級の方、身体障害者手帳視覚、下肢、体幹のいずれかの障害が3級の方、療育手帳A判定またはB判定の方、精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方です。障害者の方の金銭的な負担の軽減、利用率の増加を図るため、タクシー料金助成利用券を配布しています。令和6年度では、利用枚数が令和5年度に比べて、大幅に増加しています。これは福祉タクシーの助成事業実施要綱が令和6年度から改正され、利用券1

冊当たりの交付枚数が増えたこと及び 1 乗車当たりの使用枚数の制限が撤廃されたことによるものです。

4 福祉有償運送の状況ですが、市内には NPO 法人や社会福祉法人などの 5 事業者が福祉有償運送を実施しており、いずれも営利に至らない範囲でのボランティア輸送として運営されています。

5 ページに進みまして、福祉有償運送の必要性についてご覧ください。これまで説明した 1 から 4 の状況を踏まえ、福祉有償運送の必要性をまとめたのが 5 のとおりです。高齢者や障害者の増加、核家族化の進行や単身世帯の増加により、移動制約者はさらに増加すると見込まれ、単独で公共交通機関を利用することが困難な方が多い状況です。また、市内の公共交通機関のバリアフリー化も全てが進んでいるわけではなく、福祉タクシーの利用助成もありますが、利用者のニーズに応えられる運賃の範囲かどうかが課題です。こうしたことから、福祉有償運送は公共交通機関よりもさらに障害特性に応じた輸送サービスであり、体位が安定するセダン型車両を利用し、心を許した者による介助と運転により安全に輸送されるというものであることから、豊川市におきましては地域の交通手段の一つとして今後も不可欠なものと考えます。以上のことを踏まえまして、当市におきましては、今後も地域の交通手段の一つとして、福祉有償運送による移送サービスは不可欠なものと考えております。

続きまして、資料 3 更新登録の申請を行う事業所の福祉有償運送事業者の更新登録申請の概要について説明をさせていただきます。この資料 3 は、冒頭に説明しました福祉有償運送運営指針の（2）の運送の区域、(3) 旅客から収受する対価（4）運送しようとする旅客の範囲（5）その他必要と認められる措置につきまして、事務局が協議に必要な事項を抜粋し作成したものでございます。今回更新の時期を迎え、申請書の提出がありました事業者は、次第にありますとおり特定非営利活動法人パルクの 1 事業者です。それでは、更新申請書類を回覧しますので順次ご覧ください。こちらの書類は、最終的に回収をしますのでお持ち帰りにならないようにお願いいたします。

それでは、資料 3 を御覧ください。申請者は、特定非営利活動法人パルクでございます。2 主な事業内容は、福祉有償運送サービス、各法律に基づく福祉サービス事業などを行っています。3 登録番号につきましては、有効期限が令和 8 年 3 月 30 日となりますので、本日の協議会において諮り更新申請書類を中部運輸局へ提出するものです。ひとつとばしまして 5 運送区域ですが、豊川市で行っております。6 対象旅客者の状況ですが、旅客名簿登録者数は 25 名です。また、運送しようとする旅客の範囲ですが、知的障害者でございます。7 運送の対価として収受する金額ですが、1㎞まで 120 円、以後 1 キロごとに 120 円を加算するで変更はございません。次に 8 登録車両数ですが、福祉自動車が 2 台、セダン型等の自動車が 1 台でございます。9 登録運転者数は 7 名で、福祉有償運送運転者講習など必要な講習を受講しています。10 運送実績ですが、令和 7 年中の実績は 102 件となっております。11 その他必要と認められる措置のうち、損害賠償措置、運行管理・整備管

理体制、事故並びに苦情処理体制につきましては、中部運輸局愛知運輸支局様及び事務局により、事前に更新申請書類を確認し、必要な措置や体制が確保されていることを確認しています。それではここで、特定非営利活動法人パルクの職員がそとで待機しておりますので、必要があれば、委員の皆様からの質疑により確認をしていただきたいと思います。代表者を呼んでもよろしいでしょうか。

〇会長

よろしくお願いいたします。今までの御説明で御質問は何かありますか。

〇江川委員

対象者が知的障害とありますが、知的障害の中には、興奮やパニックがあったりする方もいると思います。安全な輸送のためには配慮も必要だと思いますが、その辺りはどのような工夫をされているのですか。

〇パルク

もう１人職員を配置しています。配置が難しいときは申し訳ないですが、断らせていただくこともあり、状況を判断させていただいて、了承できないこともあります。どうしてもというときは後ろにもう１人職員を配置して、安全な輸送を心がけているところです。

〇会長

御意見ありがとうございます。パルクさんも十分な配慮をしながら輸送しているとは思いますが、困る場面はあるかと思います。ただ、交通事故だけは本当に避けたい部分です。ほかの方はどうですか。鈴木委員お願いします。

〇鈴木委員

２点質問をさせてください。ここで登録車両数が福祉自動車２台、福祉自動車以外の自動車が１台とありますが、この福祉自動車がどういった仕様の福祉自動車なのかということ、それから運行管理の面でいきますと、アルコールチェックはすでに義務付けになっておられると思いますが、毎回毎回運行する前にスタッフにチェックをしているかどうかの２点です。

〇パルク

アルコールチェックは出社したときの朝のみ行っており、そこでチェックということで乗る前まではやっておりません。

それから、福祉車両というのは車椅子対応ですけど、車椅子を乗せるときは車椅子対応にシフトできる車両なので、それ以外の方であれば一般的な車両と同じシートにしています。

〇鈴木委員

現実には知的障害者の方の運送なので、車椅子対応の車両としては使用していないということでしょうか。

〇パルク

車椅子の使用はないということですので、車椅子対応の車両として使用することはほとんどないですが、どうにも体調が悪くて動けないときには車椅子対応にすることはあります。

〇会長

ほかの方でいかがですか。黒田委員お願いします。

〇黒田委員

２点ほど質問をお願いしたいです。

まず一つが事業所に事故があったかどうかをお聞きしたいです。

もう一つが今回運送の対価というと恐らく今までと変わらないと思いますが、御存じのとおりタクシー業界も昨今値上げをしておりまして、なかなか利益は出てはいないとはいえ、運営には厳しいのではないかということです。この点を考慮して料金を引き上げるかどうかというところがもう一つです。

〇パルク

事故に関しましては、無事故です。

それから運送の対価として１キロ当たり 120 円としており、利用率はグループホームの利用者が高く、私どものグループホームは 20 年やっており、入所施設を始めたときに受けた方が多いです。状況としてはなかなか御家族の支援が受けにくいことやその方のお金が障害者年金と事業所で作業したときの工賃のみであり、グループホームの費用も有償運送の運賃も払って自分の小遣いとなると経済的にかなり難しい状況です。そこに運送の対価を上げてもらうのは厳しいです。前回少し値上げをしているのですが、現状は赤字です。

〇黒田委員

車椅子自動車は持っていますが、運転者の幅を広げることは考えていますか。

〇パルク

運転者の登録をしているものの福祉有償移送専属ではなく、通常の福祉業務の中で空き時間を含めてやっている形です。なかなかそこで運転者を増やしていくことは、人手不足の状況もあり難しい状況です。

〇会長

ありがとうございます。ほかの方で聞いておきたいことはございますか。

先ほど足立委員に事務局が連絡取ってくださり、所用のため欠席だということを申し述べておきます。

〇小島委員

運送実績を見ますと 11 月、12 月の実績が他の月と比較して距離が伸びていますが何か理由がありますか。

〇パルク

買い物で遠出をされた方がいるからだと考えられますが、特に理由はないかと思われます。

〇小島委員

他の月と比較して倍以上に距離が延びていましたので質問しました。一時的なものですかね。

〇パルク

毎年必ず 11 月 12 月は距離が延びるというものではないので、たまたま重なったからだと思います。

〇会長

委員さんよろしいですかね。

皆さんから質疑応答がないようなら、ここで議決をとらせていただきます。今回の更新手続の申請は協議が調ったということで、皆さん承認していただけますか。

〇委員一同

はい。

〇会長

ありがとうございます。

それでは事務局には本協議会において協議が調った証明書の発行をお願いいたします。本日は本協議会に御足労頂きましてありがとうございました。

続きまして、第 2 号議案を御覧ください。令和 7 年福祉有償運送事業の実績報告について、事務局に説明を求めます。

〇事務局

御手元の資料 4 を御覧ください。こちらは事業者ごとの利用会員数や運転者数について一覧にまとめたものです。矢印で表記している部分は、令和 6 年からの変更部分です。事業所の取組内容につきまして、体調管理や安全確認を行っていることについて確認をしています。続きまして、資料の 5 を御覧ください。こちらは、令和 7 年 1 月から 12 月までの月ごとの運送件数と運送距離や運送時間、収受した対価の実績を記載したものです。下段には令和 6 年の実績を記載しておりますので、参考にしてください。以上で実績報告案についての説明を終わらせていただきます。

〇会長

御説明ありがとうございます。実績報告について委員の皆さん何か御意見ありますか。

〇黒田委員

なないろサポートさんの実績がほとんどないのは何か理由がありますか。

〇事務局

なないろサポートさんの利用者は大半が新城市であり、1月から9月までの実績は0となっています。10月から12月にかけましては、豊川市で利用があった方が3名おり、その方の実績が記載してある形になっております。

〇黒田委員

なないろサポートさんは主に新城市で運送を行っているということですね。ありがとうございます。

〇会長

なないろサポートさんは以前協議会にも、先ほどのパルクさんのように更新をし、そのときも実績はゼロでした。万が一利用者さんを豊川市で運送しないといけないということで登録しているという御説明をしていただいた経緯があります。

私から一つ質問をします。報告を受けたときに、例えば人材不足などの話は出ていますか。

〇事務局

人材不足などの話は出ていません。

〇会長

国交省の資料を確認したところ、自家用旅客運送の規制を変えることが閣議決定されたことがわかりました。この中にローカルルールに則りやらなければいけないことや地域活性化と人材不足などの話が出ていたので、豊川市も何かきいているのかと思い、質問をしました。報告については数字のみの報告になりますか。

〇事務局

数字のみになります。職員の変更や車の入れ替えがあったという報告になります。

〇会長

機会があれば次回から実態の報告についてもお願いします。

先ほど江川委員が言われた、配慮がとても必要な人は強度行動障害を持っている方が多いのではないかと思います。私NPO法人で強度行動障害の支援者養成研修を自分でやっており、この福祉有償運送でも強度行動障害がある方もいると思います。特に今回はないですけどNPO法人ゆうさんは強度行動障害の方が多いです。

また、福祉有償運送をやるときのルールについても、少しずつ見直して地域に合ったようにしていくべきだと思います。江川委員強度行動障害の方はかなり増えていますか。

〇江川委員

増えているのもありますし、昔はそういった方を御家族で使えるサービスがなく、御家族で支えていた部分が多い中で現在はサービスが増えており、世間に発信しやすい状況になったという要因が大きいと思います。

〇会長

ありがとうございます。役所で高年齢の障害者が分からない人がいます。家の外へ出さないということが顕著に表れている障害者を役所も知らないことがあるみたいです。私も民生委員をやっていて時々困ることがあります。他の委員さんでご質問がある方はいますか。

〇鈴木委員

なないろサポートさんは新城に拠点があり、豊川市のお客さんを豊川市内で運送されているということですか。

〇事務局

そうですね。事業所が新城にあり、お客さんが豊川市の方で豊川市で運送しています。

〇鈴木委員

新城から出てきて豊川市から新城の事業所まで5キロほど運ぶ形ですかね。タクシー業界では、片足入っていれば運べるので、イメージが湧かず質問しました。豊川市内で運送するためには協議会で諮る必要があるということですか。

〇会長

そうですね。本協議会で諮る必要があります。

〇黒田委員

なないろサポートさんの豊川市内のお客さんは豊川市内の病院などに行くのではなく、新城市内へ運ぶということですか。事務局としてはそこまでの把握はされていないですか。

〇事務局

どこまで運送したかどうかは把握していません。

〇黒田委員

わかりました。営業区域については、先ほど鈴木委員がおっしゃったように片足入っていればよいです。福祉有償運送においてもこれを踏襲しますが、そうなるとどこまででも運ぶことができるのかとなります。営業区域の考え方は今申し上げたとおりですが、運送区域については豊川市民の方を運ぶのであれば、豊川市の協議会で諮っていただく必要があります。市の利用者を運ぶのであれば、その市の協議会で諮ってほしいということで指導しています。

〇鈴木委員

もう1点質問があります。資料2に身体障害者や精神障害者の人数が出ていますが、このうち移動困難者とそれ以外の人数は把握していますか。例えば、身体障害者1級であってもペースメーカーを持っており健常者と変わらない人が移動困難者なのか。

〇事務局

この中で詳細な移動困難者の数は把握していません。

〇鈴木委員

そうなるとあんまりこの数字は関係がないと思います。けがをしたり、妊婦で移動困難者という方もいるのに、この数字だけを出されても一概に全員が移動困難者とは限りません。

〇小島委員

鈴木委員のおっしゃるとおりですが、それぞれの等級をもって移動困難者であると解釈しています。身体障害者は 6 級、7 級までありますがその方たちは対象にしていません。

〇黒田委員

補足させて下さい。福祉有償運送の会員とするのは、障害者手帳の何級以上の方としており、自動判定のような形で対象者を決めています。実際に動けるのか、ペースメーカーが入って動ける場合も手帳を持っていれば福祉有償運送の対象者として判断しています。ただ、資料 2 の記載だと障害の等級がわからないので、ここに記載の方が全員移動困難者かどうかは疑問が残ります。

〇会長

毎年この形で資料を作成しており、事務局としては、委員さんはこれでわかると解釈しています。移動困難者が市で何人かはわかりますか。

〇事務局

わかりません。

〇小島委員

福祉タクシーの方も等級で選別しており、1 級 2 級の人が全員移動困難者かといわれますとそれは千差万別です。説明するのであれば、等級別の内訳数が書いてあるとわかりやすいと思いますので、次回から工夫をお願いします。

〇会長

できる範囲で事務局も工夫をお願いします。田中委員お願いします。

〇田中委員

少し話が変わりますが、自動車税の減免制度もあり、書類を整えて減免の申請をしています。そういった制度があることもこの場で伝えておきます。

〇会長

私民生委員をしており、自動車税を減免してもらうために署名してくださいと言われたことがあります。民生委員をしていてわかったことです。いろんな仕組みがある中で田中さんは、利用はしてないけれども福祉有償運送があったほうがいいですよね。

〇田中委員

あったほうがいいです。ゆうさんの会報を見たのですが、ギリギリのところでやっていると記載がありました。ガソリン代も変動し、少し前は高かったですが対価を変えずにやっておられるので本当に頭が下がる思いです。

〇会長

パルクの大澤様もおっしゃっていましたが、これ以上はもらえないから赤ですと正直な意見をおっしゃっていました。この法人に福祉有償運送を任せたい思いがあるからやっていると思います。タクシー業界も頑張っているので高齢者の方も助かっています。いてくれなければ移動手段に困ってしますので、交通に携わっている方には頭が下がる思いです。

〇鈴木委員

事務局に質問ですが、福祉タクシー15 台全てが車椅子対応となっていますが、電動車椅子が対応なのかシニアカーも可能なのか。また、電動車椅子と手動車椅子の対応車の内訳はわかりますか。

〇事務局

詳細は、把握していませんが、電動車椅子や手動の車椅子を兼ね備えている車両もあります。

〇鈴木委員

わかりました。手動の車椅子は 200 キロまで対応可能なのか。300 キロまで対応可能の車両は、電動車椅子を乗せられるのか。ジャパンタクシーは 300 キロまで OK となっています。現実、大人二人分の電動車椅子を乗せた場合耐えられるのでしょうか。

〇黒田委員

こういった話は支局内では出ていません。現状総重量がどうかまで把握していませんので、後日回答でもよろしいでしょうか。

〇鈴木委員

はい。手動なら問題はないですが、シニアカーまでは、乗せられるようになったのですか。荷物扱いだからシニアカーも乗せられるとお聞きしましたが、車椅子もシニアカーも電動なので乗せられるということじゃないですか。

〇黒田委員

こちらに関しても一旦持ち帰らせてください。

〇江川委員

鈴木委員が心配していることは、どういうことですか。

〇鈴木委員

電動の車椅子を乗せるのにスロープがありますが、ジャパンタクシーだと 300 キロまで、シエンタだと 200 キロまでとなっており、実際にお客さんに聞かれたときにどう答えていいのかということです。

〇江川委員

車にはモーターが付いてベルトで引っ張りますよね。

〇鈴木委員

そのベルトのスロープが重量に耐えられるのかということです。手動ならいいのですが、電動になったときに重量が心配です。

〇黒田委員

カタログスペックがどうなっているのかということと国土交通省としてそこを乗せていいのかということですよね。貨物みたいにタクシーには積載量がないので、何キロまでよいのかということも疑問としてありますね。

〇鈴木委員

結局スロープが何キロまで耐えられるかということが知りたいです。お客さんを乗せるときに何キロですかと聞くことはできないので、電動の車椅子はご遠慮いただきたいと伝える必要が出てきます。ただ、乗せられるのに乗せなかった場合、国土交通省に乗車拒否だといわれてしまいます。

〇会長

交通会議にそういった議題は挙がっていないですか。

〇黒田委員

交通会議には挙がっていません。カタログスペックを国土交通省がどう判断したかということです。国土交通省の判断を確認してから、回答します。

〇鈴木委員

よろしくお願いします。

〇会長

ほかの方はどうですか。よろしいですかね。様々な御意見を頂戴しまして本当にありがとうございました。皆様から協議していただく議案は以上となります。それでは、引き続き事務局からその他の部分の連絡事項をお願いしてよろしいですか。

〇事務局

来年度の協議会について連絡をさせていただきます。資料の 6 協議会開催予定整理表を御覧ください。来年度は、特定非営利活動法人ないろサポートさん及び特定非営利活動法人ゆうさんが更新の時期となり、次回の協議会は令和 8 年 7 月及び 9 年の 1 月を予定しております。令和 9 年 1 月の協議会では、実績報告を兼ねて行う予定です。よろしくお願いいたします。

また、協議会の委員の任期につきましては 2 年となっており、本年 3 月 31 日をもって終了となります。これまで御協力頂きありがとうございました。次期委員の委嘱につきましては、豊川市の現状を踏まえたうえでお願いさせていただきます。就任依頼については 3 月頃を予定しておりますので、就任の依頼がありましたら、引き続き委員にご就任頂けますと幸いです。よろしくお願いします。

〇会長

御説明ありがとうございます。事務局の説明どおりでございます。それではこれをもちまして令和 7 年度豊川市福祉有償運送運営協議会を終了します。ありがとうございました。